

らせていただきますし、それにつきましては直接クーポン券にお名前も入れさせていただきます。そのほか、健康手帳も一緒に配布させていただきますので、なぜ検診が必要なのか、あるいはその検診によりましてどのような効果があるのか、あるいは検診をせずに発見が出来ますとどういふ問題があるのかということも十分にわかっていただけるように啓発をしながら、受診を多くの方にしていただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○町田義昭議長 5番、谷口栄子議員。

○5番 谷口栄子議員 その際、どこでも受けられるものになっていくのか、またやっぱり南陽の、検診センターの方に行かなければいけないのか、この点はどうですか。

○町田義昭議長 中井 晃健康課長。

○中井 晃健康課長 今のところ国の方の意向といたしましては、全国どこでも受けられるような体制をとるよふにというふうな方向性が示されております。ただ、実際の受診に当たりまして、県内の医師会との契約はこれまでも行ってきておりますので、そちらの方は県内の婦人科系の医療機関でありますとすべて受けられるというふうに見込んでおりますが、県外の医療機関につきましては、ちょっと契約を直接するというのは難しいと考えておりますので、現在のところは一度検診費用を払っていただきまして、それをもとにこちらの方で直接立てかえて払っていただいた方に交付をするということを予定しております。

○町田義昭議長 5番、谷口栄子議員。

○5番 谷口栄子議員 ありがとうございます。
教育長にお伺いいたします。

前向きに検討していただいている小中学校への取り組みですけれども、耐震化をしていないとだめだとかっていう何か条件があるのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

○町田義昭議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 お答えします。

耐震化になってないとやっぱりちょっとまずいんじゃないかなというふうには思います。ただ、長井市内まだ耐震化になってない学校があるわけですので、そういう学校については耐震化終了後になるか、または南北中などのような場合には別な場所に設置するか、全小中学校に設置するかどうかというこの検討も必要ですし、申請して全部が太陽光発電が取り付けられるというわけでもありませんので、その辺の状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思います。

○町田義昭議長 5番、谷口栄子議員。

○5番 谷口栄子議員 以上で終わります。ありがとうございます。

藤原民夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位8番、議席番号12番、藤原民夫議員。

(12番藤原民夫議員登壇)

○12番 藤原民夫議員 私は、通告しております2点について、一般質問を行うものであります。

初めに、アメリカのオバマ大統領がこの4月5日、チェコスロバキアのプラハで行った核兵器のない世界を目指すことを国家目標とするとした演説が、世界じゅうに大きな話題を投げかけるものとなっていることについて、内谷市長の見解を求めるものであります。

オバマ大統領は演説の中で次のように述べたと伝えられております。「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある。我々はこの試みに単独で成功することはできないが、それを導き、始めることができる。それゆえ、きょう私は核

のない平和で安全な世界を米国が追求していくことを明確に宣言する」。

これに対して日本共産党の志位委員長が、日米関係のあり方についてはアメリカ政府と大きな立場の違いはあるが、オバマ大統領のこの言明は心から歓迎するとして、4月28日、オバマ大統領に、核兵器廃絶の1点に絞って具体的な行動を要請する書簡を送って、アメリカの臨時代理大使に手渡したということであります。

これに対してアメリカは、前向きの変化を促したということではありますが、その根本の力は何か。それは平和を願う世界諸国民の闘いの力だと、私は思うのであります。そして、核兵器問題という、人類の死活がかかった大問題の帰趨を決めるのも、この世界諸国民の闘いではないかと思うのであります。私は今こそ、「世界で唯一の被爆国・日本で、核兵器の廃絶を目指す国際交渉を開始せよ」、こういう声をもっと大きく広げるべきときだと考えるものであります。

志位日本共産党委員長が書簡を送った後、5月5日、ニューヨークの国連本部で開かれていた、核不拡散条約（NPT）の会議にオバマ大統領が異例のメッセージを寄せ、核兵器のない世界という平和の安全の追求を訴え、米国はNPTの約束を果たすと言明したということであります。

そして、5月16日には、アメリカから志位委員長の書簡に対する返書が届けられたということであります。大統領が、米国務次官補に指示して、大統領にかわって書いたものということではありますが、その内容は次のようなものだというのであります。

「親愛なる志位様。あなたの4月28日付の書簡で、オバマ大統領のプラハでの演説についての感想と、どうすれば私たちが最良の方法で核兵器のない世界を実現できるかについての考えを伝えていただきました。大統領は、その書簡

に感謝する返書を大統領にかわってしたためるよう私に指示しました。この問題に対するあなたの情熱をうれしく思うとともに、私たちはこの目標に向かって具体的な前進をつくり出すために日本政府との協力を望んでおります。世界の国々が、核不拡散条約の強化と核兵器の核分裂性物質生産禁止条約交渉の速やかな開始、包括的核実験禁止条約の発効を確約するならば、私たちは認識を変え、核兵器のない世界に向けて新たな機運をつくることができます。思慮に富んだあなたの書簡に、重ねてお礼を申し上げます。」

オバマ大統領からの書簡はこういう内容だということであります。

これについて志位委員長は、麻生首相に党首会談を申し入れ、この間の米国政府とのやりとりについて首相に報告するとともに、首相に対して次のような要請を行ったということであります。

「唯一の被爆国の政府として、核兵器廃絶を正面の主題として国際交渉を開始するためのイニシアチブを日本政府こそ果たしてほしい。それを果たす道義的責任と、そして権利が日本にはあるはずだ」。こうした提起に対して首相からは定かな答えはなかったということでありま

す。日本には、戦争はしない、戦力は持たないとうたった憲法第9条があります。市民が手づくりで広げる九条の会も全国的な広がりを見せており、戦争の悲惨さを体験された方や若者も最近顔を出しております。「60年間、戦争がなかったという現在の憲法が果たした役割は大きい。その実績に立った市民の判断だと思う」という方もおられます。

今朝の新聞の第1面に大きく、原爆症認定集団訴訟で原爆症として認定されずに長い間闘ってこられた9人の方々を原爆症と認めた東京高等裁判所判決について、舛添厚生労働大臣が閣

+

議後の記者会見で上告を断念すると表明した記事が大きく躍っておりました。被爆から60年を超えてもなお苦しみ続け、殺され続ける被爆者の実相と、核兵器の恐ろしさを明らかにした判決だと私は感動を持って記事を読み、核兵器のない平和な世界の実現に役立ちたいと思ったものであります。

市長にお尋ねいたします。

長井市が、市の宣言としてうたっている長井市平和都市宣言、平成6年9月に議決されたものであります。宣言当時は市役所正面に大きな立て看板の表示、さらに宣言文を書いた表示板もその下に立てられていたものであります。最近では看板も取り払われ、宣言文を書いた表示板も削りとられ、無残な姿を市役所の正面にさらしております。まことに残念であります。しかし、長井市平和都市宣言は、市制施行40周年を機に、平和のとうとさを再認識するとともに、地球上から核兵器と戦争がなくなることを願い、本市は次のように宣言するとして、長井市平和都市宣言がうたわれているのであります。内容も誇り高いものであります。

そこで市長に2つの点についてお伺いをいたします。

第1点は、平和を願う市民の総意をあらわす平和都市宣言の看板をなぜ市民の目から取り払ったのか。また、宣言文を表示した看板が長井市民憲章の表示と一体となつてつくられていたと思うのですが、平和都市宣言文だけ消しとられているわけですが、なぜ消されたのかお伺いをするものであります。

2点目は、これまでの平和都市宣言を世界の平和に関する動き、また人類の頭上に最初に核兵器を使い、原爆症として今もなお苦しみ続けている核兵器、また最近の北朝鮮が行った無謀な核兵器実験などによって、世界人類の緊急課題となっている核兵器使用の手を縛るための非核という表現を使った非核平和都市宣言として、

長井の空に新たによみがえらせることについてのようにお考えか、答弁を求めるものであります。

次に、就学援助制度の状況と児童生徒、保護者の生活実態などについて教育長並びに教育委員会管理課長にお尋ねをいたします。

就学援助制度とは、就学に困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（就学援助法）であります。これで定められた制度であるわけであり。この法律は、教育の機会均等、義務教育は無償とした憲法や教育基本法などに基づいてつくられたものであります。

援助制度の主な対象は、学用品費とか修学旅行費、体育実技用具費などで、補助対象は生活保護基準以下の所得で生活している家庭（要保護者）だけでなく、これに準ずる家庭（準要保護者）であるわけですが、福祉との関係について、管理課長にお尋ねをいたします。

適用基準は、1つ、現在、生活保護を受けている世帯、2つ、前年度または今年度に生活保護を停止または廃止された世帯、3つ、その他経済的な理由によって、学用品の代金や給食費の支払いに困っている家庭などということですが、適用基準について管理課長にお尋ねをいたします。

次に、数値的なことになりますが、管理課長にお尋ねをいたします。1つは、就学援助受給者数の推移について、小学校、中学校を合計した数字でそれぞれ直近の5年間、平成16年度から20年度についてお尋ねをいたします。それぞれの年度についてお尋ねいたします。2番、次に、年度別児童生徒総数に占める就学援助受給児童生徒数の割合、援助率について同じく直近の5年間、平成16年度から20年度についてお尋ねをいたします。3番目、年度別就学援助認定基準の推移について、これまた同じく平成16年度から平成20年度までの5年間についてのそれ

ぞれについて。そして最後に4番、準要保護費の一般財源化による長井市への影響、就学援助の対象から外される準要保護の対象者数、これについてお聞きをいたします。

教育長にお尋ねいたしますが、2005年度から補助負担金の削減の一つとして、就学援助の準要保護者に対する国庫補助負担金の削減と一般財源化が図られました。これは義務教育に関する国の責任を放棄するものというわけでありませんが、現在、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、義務教育は無償とした原則と教育の機会均等を保障する国の責任を果たさせる努力を強めることは、今ほど大切なときはないと考えるものであります。国庫補助負担金から一般財源化することによって、就学援助の対象者を狭め、支給対象や支給額の引き下げにつながるおそれが具体的になっております。今、雇用が破壊され、職業安定所に行きますと職を求める方々が血眼になって安定所にあるパソコンに向かって職の情報を得ようと必死の状況であります。

教育長にお尋ねいたします。

こうしたもとでこそ、義務教育費無償の原則と教育の機会均等を保障する国の責任を果たさせることが大切なのではないかと考えるものであります。教育長の見解をお聞きいたしました。壇上からの私の一般質問を終わるものであります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 午前中の質問の中で、私の発言が重大な事実誤認の発言がありましたので、訂正をして関係の皆様方におわびを申し上げます。

その内容は、長井市平和都市宣言の立て看板が現場からなくなっていると、取り払われていると、そういうふうな表現で発言をいたしました。立派に立っているわけでありまして、私の大変な誤認でありましたが、しかしその下にあった宣言文の文章を書いた看板は、その文章はそのままというふうなことでありましたが、大きな看板はありましたので、間違いでありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。関係の皆さんにおわびを申し上げます。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原民夫議員のご質問にお答えいたします。

議員の方からは、米国のオバマ大統領が4月5日プラハで核兵器のない世界を国家目標にと演説され、核戦争阻止の願いを今こそ現実にとすることで、長井市平和都市宣言を非核平和都市宣言にということについてでございますが、これについてお答え申し上げます。

オバマアメリカ大統領がプラハで行った演説は、核廃絶に向けた具体的な方向性を示し、実現には国際的な協力が必要であると訴えたということについて、まさに藤原議員がおっしゃったように、世界で唯一核使用をしてしまった最大の核大国であるアメリカ大統領からこのような方向が示されたことは画期的なことであり、すばらしい快挙だなというふうに私も思っているところでございます。北朝鮮の核の脅威にさらされている日本にとっては、改めて平和の意義を見直す機会になったというふうに考えます。

そこで、議員から提案された非核平和都市宣言でございますが、平成6年9月20日に議会の議決いただいた平和都市宣言でございますけれども、平和のとうとさを再認識するとともに、地球上から核兵器と戦争がなくなるとを願い提案され、宣言の内容に「地球から一日も早く核兵器をなくし」という文言も入っているところでございます。真の恒久平和を願い制定された宣言であるというふうに理解しておりますので、現時点で題名を変えるという考えはございません。

なお、ただいま藤原議員の方から宣言文は撤去されたというお話でございましたけれども、この平和都市宣言の塔っていいですか、立て看板でございますけれども、その平和都市宣言、これ白い看板にブルーの文字で書いてあります。そこに長井市平和都市宣言ということで、両面に書いてございます。「緑豊かな美しい自然の中で、うるおいのある健康で生き生きとした毎日を送ることは、私たち市民の共通の願いです。私たちは、世界唯一の被爆国であり平和憲法をもつ国の国民として、地球から一日も早く核兵器をなくし、戦争のない平和な世界が実現するよう強く訴えます。長井市は、未来に向かって、平和な社会を築いていくことを誓い、ここに平和都市を宣言します。」という宣言文でございますけれども、これ以外に宣言文があったということでしょうか。それはちゃんと宣言文はこの塔の中に、両面にきちんと記されておりますので、なおその部分についてはご確認いただきたいというふうに思います。

私の方からは以上でございます。

(「もう1件訂正」の声あり)

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 先ほど、立て看板についての誤認について訂正しましたが、その立て看板の下に、今、市長が読み上げた長井市平和都市宣言がしっかりと書き込まれているという

ふうな写真もちゃんと添えて今いただきまして、私の全く不徳のいたすところでございますので、深くお詫びを申し上げます。そして発言を訂正させていただきます。

○町田義昭議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 藤原議員のご質問、大きく2点かと思いますが、お答えをいたしたいと思えます。

まず1つは、国庫補助負担の削減についてということでございますけれども、要保護、準要保護ともに平成17年度までは2分の1の補助制度になっていりましたが、平成18年度、三位一体改革の一環で、準要保護については交付税単位費用の中に策定され、交付税措置になりました。長井市としては、準要保護認定は国の生活保護基準の1.2倍で判断しており、補助金とか交付税に関係なく該当者については認定をしているところでございます。

2番目の、義務教育費の無償と教育の機会均等についてですが、理想的には義務教育であるので無償が望ましいし、教育基本法でも授業料は徴収しないと定めています。ですが、それぞれの学校では学校長集金ということで修学旅行の代金とかアルバム代、給食費、または学力向上に向けた問題集代とかで集金しているのが現状のようです。ただ、各学校とも集金額の減額に向けては努力をしている状況であるし、教育委員会としても必要最小限の集金を指導しているところです。でもやっぱり現実的には完全な無償には無理があるのでないかなというふうに考えています。

教育の機会均等についてですが、憲法第26条に、すべての国民は法律の定めるところによりその能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するというのがあります。特別に支援を要する児童生徒への支援とか生活に困っている家庭の児童生徒への支援は当然であると思えますし、経済格差が教育の格差にならないような施策は

行政として配慮していかなければならないというふうを考えているところです。以上です。

○町田義昭議長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 藤原民夫議員のご質問にお答えします。

最初に適用基準についてですが、長井市における準要保護者の認定基準につきましては、生活保護基準の1.2倍の収入を基準といたしまして、民生児童委員の方のご意見、そして学校の意見等も考慮しながら認定いたしているところでございます。

次に、就学援助受給者数の推移、そして年度別児童生徒総数に占める就学援助受給児童生徒者数の割合、援助率について、平成16年から20年度までの5年間というふうなことでございます。あわせてお答えしていきたいというふうに思います。

平成16年度が要保護、準要保護児童生徒合計が104人です。3.7%になります。平成17年度が93人、3.4%。平成18年度が100人、3.7%。平成19年度が100人、3.8%。平成20年度が112人、4.3%と昨年度が若干多くなっているというところであります。

それから、就学援助認定基準額の推移というご質問でございますが、これ先ほど申し上げましたように、その認定基準額につきましては生活保護基準の1.2倍というふうなことで算出基準を設けておりますので、その世帯数の人数、年齢等によって個々に異なってくるというふうなことでございますので、認定基準額の推移というようなところにつきましては、個々の状況で対応しているというふうなことで、特にここに定めるものはないというふうに考えております。

それから4番目の、準要保護費の一般財源化による就学援助の対象から外される準要保護の対象者数というご質問でございますが、これもただいま教育長から答弁ありましたように、その準要保護分については交付税の算定の単位費

用の中に盛り込まれたということで、市町村には交付税で措置されることになったわけですが、このことによって就学援助の対象から外れるということとはございません。今までどおりの取り扱いということで認定をしているところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 就学援助費の問題について、今お聞きをいたしましたわけですが、結局これ就学援助制度の変更と申しますか改正によって、今までの受けていた要保護世帯が負担が大きくなったというふうな、負担増の問題についてはどういうふうなことになるわけですか。

○町田義昭議長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 お答えいたします。

認定基準につきましては、ただいま申し上げましたとおり、生活保護基準の1.2倍を基準としてということで、従前からその方針でやっておりますので、特に国の基準と申しますか、交付税措置とかというふうなことで制度改正に途中なったわけですが、認定につきましては変わりございませんので、保護者の方の負担増にはつながっていないというふうに考えております。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 支給対象あるいは支給額の引き下げ、こういったことに、結局、国庫補助負担から一般財源化することによって、そういった対象者が狭まる。そしてまた、支給額の引き下げにつながる、こういった具体例はないわけですか。

○町田義昭議長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 お答えいたします。

就学援助の支給項目と基準額がございまして、例えばその支給する中身につきましては、学用品、通学用品、新入学用品、修学旅行費、体育実技用具等、学校給食費、そして医療費などあ

りますけれども、これらの基準額、いわゆる限度額につきましても、この直近の5年間は変わっていないというふうなことでございます。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 大変な状況の中で準要保護の世帯を教育委員会の方では扱っておるといふふうなことでありますが、特に今の雇用情勢の中で、非常に安定所などに行ってみますと若い方々が、お子さんをお持ちの若い方々もたくさんおられるし、そういった子供さんは一体どうなっているんだろうと心配していろいろ調査してきょうは質問したわけですがけれども、変わっていないというふうなことなんでしょうか。

○町田義昭議長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 お答えいたします。

認定につきましては、基本的に前年度の収入というふうなところを今までこうしておりましたが、昨年の秋以降、中途離職者の方などもふえたというふうなこともございまして、この部分につきましては就学援助に関する会合などでも課題になりまして、その中途離職、そうした大変厳しい状況にあるというふうな部分につきましては、ここ3カ月くらいの生活状況を見て判断させていただくというふうなところの取り扱いも行っているところでございます。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 判断ということは、具体的にはどのような施策を持っておられますか。

○町田義昭議長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 基本的には生活保護基準の1.2倍というふうな年収で判断するわけでございますが、それに対応できない前年度の収入について考慮することができないというふうな部分については、個々に判断をさせていただいているというふうなことでございます。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 平管理課長にお聞きしますが、就学援助認定については、基準額につ

いては、これは市の、もちろん国のあれなわけですから縛りはあるわけですが、市の独自の裁定といいますか、施策というものはこれに反映できるものか、あるいはできないものか、その点はどうですか。

○町田義昭議長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 長井市では、生活保護基準の1.2倍というふうなところを基準にしているわけですが、県内全部がそうだというふうなところではないようでございます。中には1.15倍だったり1.3倍だったりというふうなところで差があるようでございますので、その部分については各市町村の独自の施策の部分に入るところもあるかというふうな考えております。

○町田義昭議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 最初の質問の問題でもう少し時間をとる計画でございましたが、大きな事実誤認がありまして、ほとんど半分、時間をもうけたのは当局ですね、時間……。そういうふうなことで大変申しわけない質問となつてしましまして、議員の皆さんにも謝らなければいけないというふうに思っています。

以上で私の質問を終わります。

○町田義昭議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○町田義昭議長 本日は、これをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時20分 散会